

佐倉市行政手続等における情報通信の 技術の利用に関する条例（案）について

はじめに

国では、平成15年2月に「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（以下「行政手続オンライン化法」と表記します。）を施行し、法令に基づく行政手続について、インターネットを利用した申請、届出等を可能とするとともに、同法第9条第1項の規定により、各地方自治体においても申請等の手続について情報通信技術の利用推進に努めるよう定め、電子政府、電子自治体の実現を目指しております。

このような状況の中、行政手続オンライン化法が適用されない市の条例、規則等に基づく手続について、インターネットを通じた申請、届出等を可能とすることは、同法の趣旨に沿うこと、市民の利便性が向上すること、行政運営の簡素化及び効率化が図られること、などの理由により本市においても有効かつ必要であると判断されます。

以上のことから、市の条例、規則等に係る行政手続において、インターネットを利用した申請、届出等の行政手続を可能とするため、「佐倉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を制定しようとするものです。

条例（案）の骨子

骨子1 この条例の目的

・この条例は、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化・効率化を目指し、市の機関等に係る申請、届出等の手続を、インターネット等の情報通信手段その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにすることについて定めます。

以下、インターネット等の情報通信手段その他の情報通信技術を利用する方法を「オンライン」と表示し、書面で行っていた手続をオンラインにより行うことができるようにすることを「オンライン化」と表示します。

骨子2 電子情報処理組織による申請等

- ・条例等の規定で書面等により行うこととしている申請等について、オンラインで行うことができることとします。
- ・このオンラインによる申請等については、書面等により行われたものとみなして当該申請等に関する条例等の規定を適用することとします。
- ・オンラインによる申請等については、市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時に市の機関に到達したとみなします。
- ・市の機関は、他の条例等の規定で署名等を行うこととしている申請等について、オンラインの場合、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が定めるものをもって当該署名等に代えることができるものとします。

骨子3 電子情報処理組織による処分通知等

- ・条例等の規定で書面等により行うこととしている処分通知等について、オンラインで行うことができることとします。
- ・このオンラインで行われた処分通知等については、書面等により行われたものとみなして当該処分通知等に関する条例の規定を適用することとします。
- ・オンラインによる処分通知等については、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時に処分通知等を受ける者に到達したとみなすこととします。
- ・市の機関は、他の条例等の規定で署名等を行うこととしている処分通知等について、オンラインで行う場合は、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が定めるものをもって当該署名等に代えることができるものとします。

骨子4 電磁的記録による縦覧等

- ・条例等の規定で書面等により行うこととしている縦覧等について、電磁的記録による縦覧等を行うことができることとします。
- ・電磁的記録による縦覧等については、書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用することとします。

骨子5 電磁的記録による作成等

- ・条例等の規定で書面等により行うこととしている作成等について、電磁的記録の作成等により行うことができるものとします。
- ・電磁的記録による作成等については、書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用することとします。
- ・市の機関は、他の条例等の規定で署名等を行うこととしている作成等について、電磁的記録で行う場合、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が定めるものをもって当該署名等に代えることができることとします。

骨子6 手続等に係る情報システムの整備等

- ・市は、市の機関に係る申請、縦覧等のオンライン化の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めることとします。
- ・市は、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めることとします。
- ・市は、情報通信の技術の利用の推進に当たり、手続等の簡素化、合理化を図るよう努めることとします。

骨子7 手続等に係る電子情報処理組織の利用の状況の公表

- ・市長は、少なくとも毎年度1回、オンラインにより行うことができる申請、処分その他この条例の規定によるオンラインで行うことができる行政手続の状況について、インターネットの利用等の方法により公表するものとします。

この条例制定に関するQ & A

Q	行政手続のオンライン化とはどのようなことですか？
A	市民の皆さまが市の機関に対して行う申請、届出、市の機関が市民等に対して行う通知等の行政手続を、インターネット等の情報通信手段を利用して行うというものです。迅速で正確な行政サービスの実現が期待されていますが、従来の紙文書での処理との違いを整理したり、行政手続のオンライン化を行うために必要な情報システムの整備が課題となっています。

Q	この条例が制定されると、何ができるようになるのでしょうか？
A	現行の条例等では書面で行うことと規定されている次のような手続が、書面による方法に加えてインターネット等を利用して行うことができるようになります。 <ul style="list-style-type: none">・市民等が市に対して行う申請、届出等・市民等が市に対して行う申請、届出等市が特定の者に対して行う許可、交付等（「処分通知」といいます。）・市が不特定の者に対して行う帳簿等の公開（「縦覧」及び「閲覧」）・市が行う台帳等の作成

Q	今後すべての手続が書面ではなくインターネットでできるようになるのでしょうか？
A	<p>この条例は、従来の書面規定をすべて情報通信手段に変えるというのではなく、あくまでも書面によることに加えて情報通信手段を利用しても可能となるという規定です。書面による手続も、今後も今までと変わりなく行うことができます。</p> <p>条例制定後、すべての手続がすぐにインターネットを利用して行えるようになるわけではありませんが、まずは条例を制定することにより、行政手続のオンライン化への法制上の整備を行うものです。</p>

Q	では、具体的にどの手続がインターネットで行えるようになるのでしょうか？
A	<p>本市では、まずインターネットを利用して行う手続に適しているかということを検討し、実施する手続を検討しています。インターネットにより行政手続を行うためには、本市が規則等で指定する方法によらなければなりません。実施のためには、本市の側で申請、届出等を受理したりするための機器類、システムの準備等も必要になりますので、準備が整った手続から順に実施をしていく予定です。</p> <p>なおインターネット等を利用して行うことができる手続については、骨子7のとおり、本市ホームページ等において公表することとします。</p>